

議 案 名	富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	扶養手当の見直し等のため、富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>1 第1条関係 扶養手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者に係る扶養手当を廃止する。</li> <li>※上記以外の扶養親族等に係る扶養手当額の変更はなし。</li> </ul> <p>2 第2条関係</p> <p>(1) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の追加 【現 行】なし 【改正後】午後10時～午前5時</p> <p>(2) 再任用された職員への手当支給の拡大 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給</p> <p>(3) 関係条例の改正 富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定再任用職員に住居手当を新たに支給</li> </ul> <p>(4) その他 必要な文言の整理等を行うものです。</p>
施 行 日	<p>第1条関係 令和8年4月1日 第2条関係 公布の日</p>



り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(休日勤務手当)

第9条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日\_\_に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日\_\_において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

3 前2項の休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の\_\_\_\_用具で管理者が定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)

(休日勤務手当)

第9条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務\_\_\_\_\_を命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

3 前2項の休日等とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日

に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日  
に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他管理者  
が定める日をいう。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第11条 第8条、第9条第2項及び第10条の規定は、第4条の規定  
に基づき管理職手当を支給される職員（次条において「管理職員」と  
いう。）については適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第12条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要そ  
の他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しく  
は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務す  
る場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時  
又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休  
日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に  
勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給  
する。

（期末手当）

第13条 （略）

に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日  
に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他管理者  
が定める日をいう。

（管理職員特別勤務手当 \_\_\_\_\_）

第11条 第8条、第9条第2項及び第10条の規定は、第4条の規定  
に基づき管理職手当を支給される職員については適用しない。

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給  
される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、  
週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。  
以下同じ。）において勤務する場合に支給する。

（期末手当）

第12条 （略）

(勤勉手当)

第14条 (略)

(給与の減額)

第15条 (略)

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職者の給与)

第16条 (略)

(専従退職者の給与)

第17条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

(勤勉手当)

第13条 (略)

(給与の減額)

第13条の2 (略)

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職者の給与)

第14条 (略)

(専従退職者の給与)

第14条の2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 (略)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第20条 水道企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)であるものの給与は、報酬又は給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

2 第13条及び第14条の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条 第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第14条の3 (略)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第14条の4 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外)

第15条 第4条から第6条まで、第7条の2、第10条及び第11条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第12条及び第13条の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第19条 富士見市水道企業職員の種類及び基準に関する条例_____ __第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則 （富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第19条 富士見市水道企業職員の種類及び基準に関する条例<u>第5条及</u> <u>び第6条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>